

資 料 編

[関係機関等]

○関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市役所	神栖市溝口4991—5	0299—90—1111
波崎総合支所	神栖市波崎6530	0479—44—1111

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
県生活環境部危機管理室	水戸市笠原町978—6	029—301—2896
鹿行地方総合事務所	銚田市銚田1367—3	0291—33—4111
潮来土木事務所	潮来市潮来1086—1	0299—62—3724
潮来保健所	潮来市大洲1446—1	0299—66—2114
鹿行家畜保健衛生所	銚田市銚田1367—3	0291—33—4111
鹿島港湾事務所	神栖市東深芝13	0299—92—2111
鹿行水道事務所	鹿嶋市宮中3761—1	0299—82—1121
鹿島下水道事務所	神栖市北浜9	0299—96—2617

3 近隣市町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿嶋市	鹿嶋市大字平井1187番地1	0299—82—2911
潮来市	潮来市辻626	0299—63—1111
香取市	千葉県香取市佐原口2127	0478—54—1111
銚子市	千葉県銚子市若宮町1—1	0479—24—8181
東庄町	千葉県香取郡東庄町笹川14713—131	0478—86—1111

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局 茨城農政事務所地域第四課	銚田市当間2318—3	0291—33—2166
関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所	潮来市潮来3510 神栖市太田3109	0299—63—2411 0479—46—0101
関東地方整備局 利根川下流河川事務所 小見川出張所 銚子出張所	千葉県香取市佐原イ4149 千葉県香取市小見川4884—8 千葉県銚子市新生町1—9—13	0478—52—6361 0478—82—2629 0479—22—1250

関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	鹿嶋市栗生2254	0299—84—7711
関東運輸局 茨城運輸支局鹿島海事事務所	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	0299—92—2604
鹿島海上保安署	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	0299—92—2601
銚子海上保安部	千葉県銚子市川口町2—6431 銚子港湾合同庁舎	0479—21—0118
水戸地方気象台	水戸市金町1—4—6	029—224—1106
銚子地方気象台	千葉県銚子市川口町2—6431 銚子港湾合同庁舎	0479—22—0074

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊古河駐屯地	古河市上辺見1195	0280—32—4141
陸上自衛隊勝田駐屯地	ひたちなか市勝倉3433	029—274—3211

6 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿嶋警察署	鹿嶋市宮中1959—1	0299—82—0110
神之池地区交番	神栖市木崎1203—3	0299—92—0110
知手浜交番	神栖市知手中央3—8—1	0299—96—0110
水上警備派出所	神栖市東深芝13	0299—92—7961
土合駐在所	神栖市土合本町2—9928—2	0479—48—0582
波崎地区交番	神栖市波崎8536—2	0479—44—0069
別所駐在所	神栖市波崎5399—1	0479—44—0940
矢田部駐在所	神栖市矢田部2995	0479—48—0045
柳川駐在所	神栖市柳川678	0479—46—0117
太田駐在所	神栖市太田389—2	0479—46—1238

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖郵便局	神栖市溝口4991	0299—92—5500
神栖大野原郵便局	神栖市大野原4—2—1	0299—92—4151
神栖知手郵便局	神栖市知手中央3—5—32	0299—96—1666
萩原郵便局	神栖市萩原970	0299—96—4210
波崎太田郵便局	神栖市太田603—12	0479—46—1777
波崎土合ヶ原郵便局	神栖市土合本町3—9809—16	0479—48—1555
波崎郵便局	神栖市波崎8635—1	0479—44—0899
深芝郵便局	神栖市深芝2613	0299—92—4246
別所郵便局	神栖市波崎4781—45	0479—44—0898
矢田部郵便局	神栖市矢田部6498—1	0479—48—0891
若松郵便局	神栖市須田2340—127	0479—46—0871
日本赤十字社 茨城県支部	水戸市小吹町2551	029—241—4516
日本放送協会 水戸放送局	水戸市大町3—4—4	029—232—9885

日本通運株式会社 鹿島港支店	神栖市東深芝28—5	0299—92—2031
東日本電信電話株式会社 茨城支店 (災害対策室)	水戸市北見町8—8	029—232—4826
東京電力株式会社 竜ヶ崎支社鹿島 営業センター	鹿嶋市大字宮中5215	0299—86—3280

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町1918	029—241—1133
社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町489	029—241—8446
独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院	神栖市土合本町1—9108—2	0479—48—4111
関東鉄道株式会社 潮来営業所 波崎車庫	潮来市辻304—1 神栖市波崎1138—1	0299—80—1171 0479—44—1200
茨城県高圧ガス保安協会 鹿南支部	神栖市溝口4991	0299—92—1311
株式会社 茨城新聞社	水戸市北見町2—15	029—221—3121
株式会社 茨城放送	水戸市千波町2084—2	029—244—2121
社団法人 茨城県トラック協会	水戸市千波町2472—5	029—243—1422

9 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿島南部地区消防事務組合消防本部	神栖市溝口4991—5	0299—96—0119
神栖消防署	神栖市溝口4991—5	0299—96—0119
鹿島港消防署	神栖市東深芝13	0299—92—0119
波崎消防署	神栖市波崎6611	0479—44—0119
波崎消防署土合分署	神栖市土合本町2—9928—12	0479—48—0119

10 公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市神栖商工会	神栖市溝口4991	0299—92—5111
神栖市波崎商工会	神栖市波崎8828—3	0479—44—0492
しおさい農業協同組合本店	神栖市深芝2752—5	0299—93—5511
神栖支店	神栖市溝口4991—1	0299—92—3881
波崎支店	神栖市太田1888—47	0479—48—0005
波崎漁業協同組合	神栖市波崎新港9	0479—44—1122
波崎共栄漁業協同組合	神栖市波崎8574—3	0479—44—0561
社団法人 鹿島医師会	鹿嶋市宮中1998—2	0299—82—7270
社会福祉法人 神栖市社会福祉協議 会		
神栖支所	神栖市溝口1746—1	0299—93—0294
波崎支所	神栖市土合本町3—9809—158	0479—48—0294

[避難施設等関係]

○国民保護に関する避難施設一覧

1 神栖地区

番号	名 称	所在地	電話番号
1	息栖小学校	神栖市平泉2780	0299-92-0514
2	大野原コミュニティセンター	〃 大野原7-5-59	0299-93-0008
3	石神幼稚園	〃 石神773-1	0299-92-5644
4	神栖第一中学校	〃 知手100-3	0299-96-0302
5	軽野小学校	〃 知手2-2	0299-96-0502
6	神栖市民体育館	〃 溝口4991-4	0299-96-3594
7	横瀬小学校	〃 横瀬1276-15	0299-96-7494
8	神栖第三中学校	〃 知手中央7-1-17	0299-96-1414
9	軽野東小学校	〃 奥野谷5746-2	0299-90-1402
10	老人休養ホームむつみ荘	〃 知手4678-2	0299-96-2675
11	市営住宅集会所	〃 南浜1-4	—
12	神栖第二中学校	〃 平泉東1-60-1	0299-92-0652
13	神栖市中央公民館及び文化センター	〃 溝口4991-4	0299-90-5500
14	うずも幼稚園	〃 知手中央5-9-7	0299-96-1640
15	大野原小学校	〃 大野原中央2-1-8	0299-92-7553
16	神栖第四中学校	〃 大野原中央2-8-46	0299-92-8751
17	大野原幼稚園	〃 大野原中央2-1-22	0299-92-6788
18	神栖市武道館	〃 溝口4991-10	0299-96-7700
19	神栖市保健・福祉会館	〃 溝口1746-1	0299-91-1700
20	うずもコミュニティセンター	〃 知手中央7-1-6	0299-90-5300
21	大野原西小学校	〃 大野原5-1-45	0299-93-2251
22	歴史民俗資料館	〃 大野原4-8-5	0299-90-1234
23	平泉児童センター	〃 平泉2783-3	0299-93-8820
24	神栖市ふれあいセンター湯楽々	〃 奥野谷6283-2	0299-90-5911
25	平泉コミュニティセンター	〃 平泉2751-2	0299-90-1300

2 波崎地区

番号	名 称	所在地	電話番号
1	豊ヶ浜児童公園	神栖市波崎9572-1	—
2	波崎第3保育所	〃 波崎9572-1	0479-44-0065
3	仲町公園	〃 波崎9520-12	—
4	豊ヶ浜運動公園	〃 波崎9579	—

5	波崎東小学校	〃 波崎9572—1	0479—44—1012
6	波崎体育館	〃 波崎9572—1	0479—44—5581
7	波崎第2保育所	〃 波崎9298—5	0479—44—2479
8	はさき生涯学習センター	〃 波崎9591	0479—44—0001
9	明神小学校	〃 波崎8759	0479—44—0059
10	波崎第1保育所	〃 波崎8759—4	0479—44—0425
11	利根公園	〃 波崎8386—1	—
12	波崎第一中学校	〃 波崎7070	0479—44—0271
13	波崎総合支所	〃 波崎6530	0479—44—1111
14	波崎西小学校	〃 波崎5011	0479—44—0074
15	はさき保健センター	〃 波崎5397—2	0479—44—3229
16	別所配水場	〃 波崎4568—1	0479—44—1727
17	土合緑地	〃 土合北2—10—10	—
18	土合運動公園	〃 土合北1—7—60	—
19	土合運動広場	〃 土合東2—10000—1	—
20	土合1号公園	〃 土合本町4—9809—11	—
21	土合小学校	〃 土合南3—16—36	0479—48—3001
22	植松小学校	〃 土合本町4—9809—2	0479—48—0462
23	植松幼稚園	〃 土合本町4—9809—3	0479—48—2380
24	矢田部公民館	〃 土合本町3—9809—15	0479—48—3311
25	はさき福祉センター	〃 土合本町3—9809—158	0479—48—5150
26	波崎第四中学校	〃 土合北1—8—10	0479—48—5123
27	矢田部農業研修センター	〃 矢田部6515	0479—48—5605
28	矢田部小学校	〃 矢田部3057	0479—48—0009
29	波崎第二中学校	〃 矢田部3120	0479—48—0014
30	須田小学校	〃 須田1177—13	0479—46—0024
31	波崎第三中学校	〃 須田2340—1	0479—46—0042
32	若松中央児童公園	〃 若松中央4—103	—
33	若松緑地	〃 砂山15	—
34	若松公民館	〃 砂山15	0479—46—1115
35	宝山公園	〃 砂山18	—
36	柳川小学校	〃 柳川中央1—9—10	0479—46—0025
37	若松幼稚園	〃 柳川4091—6	0479—46—2667
38	太田小学校	〃 太田598—2	0479—46—0013
39	三番蔵児童公園	〃 太田新町4—2—3	—
40	押揚児童公園	〃 太田新町2—2—10	—

[危険物施設等関係]

○市内危険物施設一覧

(1) 危険物施設数

(平成18年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所						取 扱 所							合 計
	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	営 業 用 給 油	自 家 用 給 油	船 舶 給 油	鉄 道 給 油	第 一 種 販 売	移 送	一 般	
109	216	1,141	1	111	465	110	62	58	2	2	1	44	358	2,680

(2) 鹿島臨海工業地帯危険物施設数

(平成18年3月31日現在)

区 分		地区別	計	北海浜	高 松	西 部	東 部	波崎第2地区	波 崎
製 造 所			114	1	8	20	53	2	30
貯 蔵 所		小 計	1,647	7	207	262	779	104	288
		屋 内	235	2	85	22	66	9	51
		屋 外 タ ン ク	1,188	4	102	209	671	10	192
		屋 内 タ ン ク	3		2		1		
		地 下 タ ン ク	28			14	3	5	6
		移 動 タ ン ク	81			1	3	73	4
		屋 外	112	1	18	16	35	7	35
取 扱 所		小 計	413	3	55	61	232	17	45
		給 油	8		2		2	3	1
		移 送	44			2	41		1
		一 般	361	3	53	59	189	14	43
総 数			2,174	11	270	343	1,064	123	363

[条例、協定等関係]

○神栖市国民保護協議会委員名簿

No.	区分	機関名	職名
1	1号委員 (指定行政機関)	厚生労働省茨城労働局 鹿島労働基準監督署	署長
2		農林水産省関東農政局 茨城農政事務所地域第四課	課長
3		国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	所長
4		国土交通省関東地方整備局 利根下流河川事務所	所長
5		国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	所長
6		国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	支局長
7		海上保安庁鹿島海上保安署	署長
8	2号委員 (自衛隊)	陸上自衛隊施設教導隊	隊長
9	3号委員 (県職員)	茨城県鹿嶋警察署	署長
10		茨城県鹿行地方総合事務所	所長
11		茨城県潮来土木事務所	所長
12		茨城県潮来保健所	所長
13		茨城県企業局鹿行水道事務所	所長
14		茨城県鹿島下水道事務所	所長
15		茨城県鹿島港湾事務所	所長
16	4号委員 (助役)	神栖市	助役
17	5号委員 (教育長及び消防長)	神栖市	教育長
18		鹿島南部地区消防事務組合	消防長
19	6号委員 (市職員)	神栖市総務部	部長
20		神栖市波崎総合支所	支所長
21	7号委員 (指定公共機関及び指 定地方公共機関)	関東鉄道(株)潮来営業所	所長
22		東京電力(株)竜ヶ崎支社鹿島営業センター	所長
23		東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
24		鹿島医師会	会長
25		独立行政法人 労働者健康福祉機構鹿島労災病院	院長
26		日本郵政公社神栖郵便局	局長
27		日本通運(株)鹿島港支店	支店長
28		社団法人茨城県トラック協会鹿行支部神栖分会	分会長
29		社団法人茨城県トラック協会鹿行支部波崎分会	分会長
30		8号委員 (知識経験者)	神栖市議会
31	神栖市消防団		団長
32	神栖市行政委員連絡協議会		会長
33	鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会		代表幹事会社
34	神栖市危険物安全協会		会長

○神栖市国民保護協議会条例

(平成18年3月31日)
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、神栖市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、市の区域に係る国民の保護のための措置に関する事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○神栖市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月31日)
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、神栖市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、国民保護対策本部副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、神栖市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○神栖市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

(平成18年3月31日)
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年神栖市条例第25号。以下「条例」という。）第6条（条例第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神栖市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び神栖市緊急対処事態対策本部（第13条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(国民保護対策本部の本部員、副本部長その他の職員)

第3条 国民保護対策本部の本部員は、法第28条第4項第1号から第3号までに掲げる者のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 神栖市行政組織規則（平成17年神栖町規則第21号。以下「行政組織規則」という。）第15条に規定する部長、総合支所長及び会計管理者
 - (2) 議会議務局長
 - (3) 神栖市教育委員会事務局組織規則（平成17年神栖町教委規則第5号）第5条に規定する部長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が指定する職にある者
- 2 副本部長は副市長、教育長、消防長及び生活環境部長をもって充てる。
- 3 本部長、副本部長及び本部員以外の本部の職員は、市長部局、教育委員会及び水道事業所に所属する職員をもって充てる。

(国民保護対策本部の会議)

第4条 国民保護対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部会議は、国民の保護のための措置の実施に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(事務局の設置及び分掌事務)

第5条 国民保護対策本部に、事務局を置く。

2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議に関すること。
- (2) 武力攻撃災害に関する情報の国、県等関係機関への連絡及び周知並びに国、県等関係機関の活動に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 茨城県国民保護対策本部、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること。
- (4) 警報の通知、避難の指示、勧告の決定及びその他住民の避難に関すること（部の所管に属するも

のを除く。)

- (5) 各部への本部長の命令伝達に関すること。
- (6) 国民の保護のための措置の実施に関する各部間の連絡調整及び被害調査、活動内容等の取りまとめに関すること。
- (7) 国民保護等派遣の要請に関すること。
- (8) 国、県への要望、陳情等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に必要な事項に関すること。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(部の設置及び分掌事務)

第6条 国民保護対策本部に置かれる部は、別表の部名の欄に掲げるとおりとし、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(部長)

第7条 部長は、別表の部長の欄に掲げる者をもって充てる。

2 部長は、所属職員を指揮監督する。

(班の設置等)

第8条 部に班を置く。

(部の組織等に関する事項の委任)

第9条 前3条に定めるもののほか、部の組織等に関する事項は、市長が別に定める。

(現地対策本部の設置及び分掌事務)

第10条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地対策本部を置くものとする。

2 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現地における国民の保護のための措置の実施に関する連絡調整に関すること。
- (2) 現地の被災状況、復旧状況等に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長から特に命ぜられたこと。

(特例措置)

第11条 本部長は、武力攻撃災害の状況等により必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、当該武力攻撃災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第13条 第3条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第3条第1項中「法第28条第4項第1号」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第4項第1号」と、第4条第2項、第5条第2項第6号及び第10号、第10条第2項第1号並びに別表中「国民の保護のための措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、第5条第2項第2号、第10条第1項及び第11条中「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第6条、第7条関係）

部名	部長	分掌事務
生活環境部	生活環境部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部に関すること。 2 国民保護対策本部の職員の動員に関すること。 3 住民の避難に関すること。 4 廃棄物の処理に関すること。 5 上水道関係に係る国民の保護のための措置に関すること。 6 その他国民の保護のための措置に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
総務部	総務部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の職員の厚生に関すること。 2 被災者に対する市税の減免等に関すること。 3 国民の保護のための措置に係る経費の支出及び物品の調達等に関すること。 4 避難住民の運送に関すること。 5 国民の保護のための措置に係る総合支所所管に関すること。 6 現地対策本部の支援に関すること。
連絡調整部	企画部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び提供に関すること。 2 安否情報に関すること。 3 国民の保護のための措置の実施に係る予算に関すること。 4 災害対策本部室等の設備及び電力の確保に関すること。 5 開発関係の国民の保護のための措置に関すること。
医療福祉部	健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等の救援に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。 2 被災地の防疫に関すること。 3 ボランティアに関すること。 4 その他保健福祉関係の国民の保護のための措置に関すること。
施設復旧部	都市整備部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木建築関係の国民の保護のための措置に関すること。 2 農林水産関係の国民の保護のための措置に関すること。 3 商工労働関係の国民の保護のための措置に関すること。
教育部	教育部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係の国民の保護のための措置に関すること。

○神栖市国民保護対策本部の事務局及び部の組織等に関する規程

（平成18年3月31日）
訓令第27号

（趣旨）

第1条 この訓令は、神栖市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成18年神栖市規則第23号。以下「規則」という。）第5条第3項及び第9条（これらの規定を同規則第13条において準用する場合を含む。）に規定に基づき、神栖市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び神栖市緊急対処事態対策本部（第11条において「緊急対処事態対策本部」という。）の事務局及び部の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 国民保護対策本部の事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、同表の中欄に掲げる者をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職に充てる者	職務
事務局長	生活環境部次長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	防災安全課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けるときは、その職務を代理する。
事務局付	防災安全課長補佐	事務局長が特に命ずる事項を処理する。
班員	防災安全課員	担当事務に従事する。

（事務局の設置場所）

第3条 事務局は、防災担当課に設置する。

（局務の開始）

第4条 事務局長は、国民保護対策本部が設置されたときは、直ちに局務を開始する。

（事務局職員の参集）

第5条 事務局の職員は、休日、勤務時間外等において武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、状況を把握し、速やかに事務局に参集するものとする。

（委任）

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務局の運営に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

（班）

第7条 部に別表の班名の欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

2 班に班長を置き、別表の班長の欄に掲げる者をもって充てる。

3 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班に班員を置き、別表の班員の欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、部長は、必要に応じ、同欄に掲げる職員以外の職員を班員とすることができる。

5 班員は、担当事務に従事する。

（緊急対処事態対策本部への準用）

第8条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第

5条及び別表中「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害」と、別表中「国民の保護のための措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

部名	班名	班長	班員	分掌事務
生活環境部 部長：生活環境部長	災害対策班	防災安全課長	防災安全課員 市民課員 (支所) 生活環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 武力攻撃災害に対する対策本部に関する事。 3 国民保護対策本部の職員の動員に関する事。 4 緊急運送車両の確認に関する事。 5 生活関連等施設の安全の確保に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。 6 特殊標章等又は身分証明書に関する事。 7 被災地における支援活動に関する事。 8 防災行政無線等の管理及び運用に関する事。
	環境班	環境課長	環境課員 廃棄物対策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物に係る情報の収集及びその処理対策の指導に関する事。 2 廃棄物の処理についての応援又は協力の要請等についての指導及び連絡調整に関する事。 3 廃棄物処理施設に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 4 被災地の防疫に関する事。 5 汚染物の飲食及び使用の規制並びに廃棄処分の指導に関する事。 6 毒物、劇物等の取扱所の安全の確保に関する事。 7 遺体の収容及び処理に関する事。
	給水班	水道課長	水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 給水源の確保に関する事。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある飲料水源の使用の規制に関する事。 5 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある飲食物の摂取の制限及びその廃棄処分にに関する事。
総務部 部長：総務部 議事局長 波崎総務局長 支所 会計管理者	総務班	総務課長	総務課員 契約検査課員 議事課員 (支所) 管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 避難住民の運送に関する事。 3 現地対策本部の支援に関する事。 4 各部班の応援に関する事。 5 他の部班に属さない事。
	人事班	職員課長	職員課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の職員の公務災害補償、給食、休養及び健康管理に関する事。
	家屋調査班	資産税課長	資産税課員 市民税課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋に係る武力攻撃災害の調査に関する事。 2 被災者に対する税の減免等に関する事。

	出納班	会計課長	会計課員 監査委員事務局員 納税課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の出納に関すること。 2 物品の調達及び保管並びに供給に関すること。 3 救援物資等の運送に関すること。
連絡調整部長：企画部長	連絡班	企画課長	企画課員 情報統計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関すること。 3 人に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 4 安否情報に関すること。 5 外国人の安全の確保に関すること。 6 武力攻撃災害に関する情報の広報に関すること。 7 災害地の記録、保存及び編集に関すること。 8 無線ボランティアの活用に関すること。
	住民対策班	市民協働課長	市民協働課員 行政改革推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する広聴に関すること。 2 市民の苦情、陳情、相談等の処理及び被災者のニーズの把握に関すること。 3 各種生活情報の提供及び相談に関すること。 4 国民の保護のための措置の実施に必要な援助についての市民の協力に関すること。 5 国、県等の視察調査に関すること。
	財政班	財政課長	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の保護のための措置に関する予算措置に関すること。 2 災害対策本部室等に係る電力の確保に関すること。 3 市有車両(集中管理分に限る。)の配車に関すること。 4 市有財産に係る武力攻撃災害の調査に関すること。
医療福祉部長：健康福祉部長	救助福祉班	社会福祉課長	社会福祉課員 こども課員 介護保険課員 国保年金課員 医療福祉課員 高齢福祉課員(支所) 健康福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 避難住民の救護に関すること(他の班の所管に属するものを除く。) 3 避難所の設置に関すること。 4 高齢者、障害者等の安全の確保に関すること。 5 災害救助法の適用に関すること。 6 日本赤十字茨城支部の救護班の出動要請に関すること。 7 生活救援物資の供給に関すること。 8 ボランティアに関すること(他班の所管に属するものを除く。) 9 社会福祉施設に係る武力攻撃災害の調査及びその応急の復旧に関すること。 10 義援金品の取扱いに関すること。
	医療班	健康増進課長	健康増進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等の医療救護に関すること。 2 医療情報の収集に関すること。 3 現地対策本部の運営に関すること(医療福祉部の所管に属する事務に限る。) 4 医療ボランティアの活用に関すること。 5 衛生関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 6 緊急被爆医療救護に関すること。

				7 派遣緊急被爆医療専門家及び技術要員に関すること。
施設復旧部 部長：都市整備部長 産業経済部長	都市住宅班	都市計画課長	都市計画課員 開発指導課員 (支所) 都市整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 都市に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること(他班の所属に属するものを除く。) 3 公園街路に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置に関すること。
	施設復旧班	道路整備課長	道路整備課員 施設管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急の復旧用の土木資材及び機器の確保及び備蓄に関すること。 2 道路及び橋りょうに係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災建築物の修理に関すること。 5 道路の通行規制に関すること。 6 緊急運送道路の確保に関すること。 7 水防活動に関すること。 8 河川、海岸及び砂防設備に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 9 土木関係の復旧事業の総括に関すること。
	下水道班	下水道課長	下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。
	農林水産班	農林水産課長	農林水産課員 農業委員会事務局員 (支所) 産業経済課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 3 被災農作物の技術対策に関すること。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある農作物の集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関すること。 5 放射能汚染を受けた耕地の除染指導に関すること。 6 家畜及び家きんに係る武力攻撃災害の調査に関すること。 7 家畜の飼料供給並びに草地及び飼料作物ほ場の復旧に関すること。 8 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 9 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある畜産物、家畜及び家きんの集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関すること。 10 農畜水産業団体等の協力の要請に関すること。 11 林業関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 12 応急復旧用材等の調査及びあっせんに関すること。 13 水産関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 14 水難救助に関すること。 15 漁港及び水産施設に係る武力攻撃災害に対する対策に関すること。 16 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある水産物の採取、漁獲、出荷等の制限及びその廃棄処分に関すること。
	商工港湾班	商工観光課長	商工観光課員 地籍調査課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活救援物資のあっせんに関すること。

			企業・港湾振興課員	<ul style="list-style-type: none"> 2 生活必需品の調達に関する事。 3 ガス工作物及び火薬類、高圧ガス等の取扱所の安全の確保に関する事。 4 火薬又は高圧ガスによる被害の調査及びその対策上必要な指示に関する事。 5 商工業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 6 被災地の商工業の指導に関する事。 7 中小企業資金の貸付等に関する事。 8 被災者の雇用促進に関する事。 9 港湾に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。
教育部 部長： 教育部 長	学校教育班	教育総務課長	教育総務課員 学校教育課員 指導課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 教育関係の武力攻撃災害に対する対策の企画に関する事。 3 学校施設に係る武力攻撃災害の調査及びその復旧に関する事。 4 小中学校の教育施設及び教員の確保に関する事。 5 教科書学用品の給与に関する事。 6 学校関係の防疫対策並びに体育施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。
	社会教育班	生涯学習課長	生涯学習課員 中央図書館員 中央公民館員	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 2 文化財に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。
	給食班	第1学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> 1 共同調理施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。

○関係機関協定一覧

1 市町村関係

名 称	締結年月日	締 結 先
消防の警察に対する援助協定	昭和37年3月11日	鹿島警察署
消防の相互応援協定書	昭和38年5月13日	鹿島町
通信設備の優先使用等に関する協定	昭和38年12月20日	茨城県警察本部
銚子市・波崎町消防相互応援協定	昭和41年9月9日	千葉県銚子市
神栖町と東部地区石油化学コンビナートとの消防に関する応援協定	昭和45年8月27日	東部地区石油化学コンビナート企業
神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書	昭和53年9月1日	西部地区保安対策協議会会員企業
神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定書	昭和54年10月1日	高松地区防災協議会会員企業
神栖町・潮来町消防相互応援協定書	平成5年9月9日	潮来町
茨城県沿岸流出油災害対策協議会	平成9年6月26日	茨城県沿岸市町村等
災害時における相互協力に関する覚書	平成10年3月6日	波崎郵便局
災害時における神栖町内郵便局、神栖町間の協力に関する覚書	平成10年5月12日	神栖郵便局
災害時の医療救護についての協定	平成13年1月15日	鹿島市郡医師会
災害救助に必要な物資の調達に関する協定について	平成14年2月8日	いばらきコープ生活協同組合
災害時における相互応援協定書	平成14年4月12日	北茨城市
災害時における業務協定書	平成14年4月18日	波崎漁業協同組合
全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	平成17年12月26日	全国石油備蓄基地市町村連絡協議会 構成市町村

2 消防本部関係

名 称	締結年月日	締 結 先
鹿島石油化学コンビナート内の災害時における相互応援協定書	昭和45年3月27日	鹿島石油化学コンビナート企業
銚子市消防本部と鹿島南部地区消防本部との消防相互応援協定書	昭和45年4月1日	銚子市
鹿島南部地区消防署長と鹿島臨海工業地帯に進出の企業との消火薬剤の共同備蓄に関する協定書	昭和45年12月10日	鹿島臨海工業地帯企業
鹿島海上保安署と鹿島南部地区消防署との業務協定書	昭和46年3月1日	鹿島海上保安署
銚子海上保安部と鹿島南部地区消防本部との消防に関する業務協定	昭和49年3月25日	銚子海上保安部
鹿島港海上災害時における相互応援協定	昭和50年1月20日	鹿島港災害対策協議会会員

鹿島南部地区広域消防相互応援協定	昭和54年4月1日	大野村、鹿島町
鹿島臨海工業地帯3地区の消防に関する相互応援協定書	昭和57年8月1日	高松地区防災協議会、鹿島西部地区保安対策協議会、鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会
鹿島南部地区消防事務組合消防本部、鹿行地方広域市町村圏事務組合（消防本部）消防相互応援協定書	昭和62年7月29日	鹿行地方広域市町村圏事務組合（消防本部）
茨城県広域消防相互応援協定書	平成元年4月1日	茨城県下市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
茨城県火災原因調査相互応援協定書	平成12年4月1日	協定市町村、協定消防本部
化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書	平成14年9月30日	茨城県、鹿島南部地区消防事務組合
消防相互応援協定書	平成18年8月31日	香取広域市町村圏事務組合（消防本部）

[様式等関係]

○安否情報報告様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 ○○市（町村）							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

○火災・災害等即報要領

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

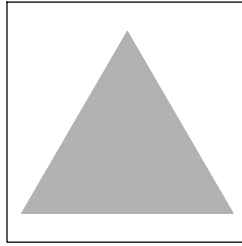
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	重症	人(人)
		中等症	人(人)
		軽症	人(人)
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

○特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>
--

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information : 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

[避難要領等関係]

○パターン別避難実施要領（例）

1 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (注) 1 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行う。
- 2 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージを住民に定着させる。

2 避難誘導の方法

- (1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、市防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。
- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- (3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- (5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、市防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (6) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関又は県警察等に連絡するよう周知する。
- (7) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

3 その他の留意点

- (1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者にあらかじめ説明を行う。

(2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。

(注) 例えば、デパート等では、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求める。

4 職員の配置等

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があると踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

(注) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、A・B・C地区住民約500名を本日15：00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15：30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定する。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行う。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(注) 1 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

2 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておく。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(注) 1 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

2 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(注) 1 バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

2 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

3 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

4 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、市防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(注) 1 市中心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、市防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

2 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、次の対応を行う。

(ア) ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

(イ) △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

(ウ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(注) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(注) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、住民は自然災害以上に適切な行動をとることが少ないと考えられる。このため自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(注) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市中心部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させる。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止を図る。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

ア 誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

ウ 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(注) 1 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにする。

2 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：〇〇市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市町村の支援を受ける。

(2) 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

〇〇市長
〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

ア 〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、市防災行政無線等により即座に伝達する。

イ 武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

ウ 武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

エ 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(注) 1 ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

2 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

3 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(注) 1 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

2 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(注) D M A T (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

ア 誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

ウ 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(3) 都市部における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領

〇〇市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、市防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(注) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(注) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(注) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、市防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(注) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 市防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(注) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：○○市役所

イ 現地調整所設置場所：○○

(4) 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合

避難実施要領

〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

武装作業員が侵入したとの情報がある〇〇石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、国対策本部長は、警報を発令し、爆発が発生した地区周辺の〇〇市〇〇1丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇2丁目～6丁目）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される〇〇地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市長は、別途屋内退避を指示する。

(注) 1 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長等が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

2 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第104条）。

3 石油化学コンビナートによる災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、有毒ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行う。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボール（BLEVE）の発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する。

2 避難誘導の方法

〇〇市は、要避難地域の住民200名について、特に爆発周辺の地域（〇〇1丁目）については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇2丁目～6丁目の住民については、屋内への退避を行うよう周知徹底をする。

(1) 避難誘導の全般的方針

ア 住民の避難については、国対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。

イ 特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員〇名を〇〇石油コンビナート周辺に派遣し、現地の調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(注) 自衛隊、海上保安部等及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して、対応にあたる必要がある。その際、防災管理者等を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、市防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。
- イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(注) 事業所における自衛防災組織との連携の取れた活動を行う。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(5) 住民に周知する留意事項

3 各部の役割

4 連絡・調整先

[そ の 他]

○救援の程度及び基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日

厚生労働省告示第343号

最新改正 平成18年3月31日厚生労働省告示第283号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合

は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,342,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,342,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬季	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。
（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。